

明代における廷杖の登場

The Appearance of Tingzhang in the Ming Dynasty

曹 紳純
CAO, Shenchun

摘要

Tingzhang is a kind of cane penalty beside the usual law, which is cruel and insulting. Using this penalty against bureaucrats is a unique phenomenon in Ming Dynasty politics. However, the cane penalty (Tingzhang) in the early Ming Dynasty is not the same as the Tingzhang in the middle and late period. In the Hongwu period, under the policy of using heavy sentences to govern bureaucrats, there were many cases of officials being tortured. However, we can only see one case where officials were punished by the Tingzhang. In addition, the Tingzhang of this period was only a kind of temporary, occasional cane penalty triggered by the emperor's anger. This is due to the recognition of the notion that scholar-officials cannot be insulted. Resultantly, the use of insulting penalty, like the cane penalty, was deliberately suppressed. In fact, the cane penalty did not just exist in the Ming Dynasty. It has been practiced since the Later Han Dynasty. From the Hongwu period until the Tianshun period, the Tingzhang was still a special cane penalty which occurred occasionally. However, during this long period, especially after the Xuande period, the notion that scholar-officials cannot be insulted gradually came to be disrespected by the emperor and one insulting form of penalty less cruel than the Tingzhang was used on the officials. Later, in the Chenghua period, the Tingzhang occurred frequently, and was no longer an occasional occurrence. Most importantly, it was enforced through Zhaoyu, the judicial system dominated by the emperor, and there were fixed procedures for its implementation. This has never happened before the Chenghua period and means the appearance of the Tingzhang unique to the Ming Dynasty. Therefore, the Tingzhang of the Ming Dynasty did not originate in the Hongwu period, but was a product of special political circumstances in the mid-Ming Dynasty.

キーワード：明代政治 廷杖 刑罰制度

Keywords: Ming Dynasty politics Tingzhang penalty system

1. はじめに

明朝の官僚は通常の政府内監察機構によって統制されるほか、錦衣衛(治安・特別警察機関)、東廠(特務機関)という皇帝直属の機関によってもきびしく監視され、往々にして酷罰を蒙った。その中でも廷杖は、官僚を処罰するための残酷な手段として頻繁に用いられ、明代独特の政治現象となっている。この廷杖がどのように登場し、制度化されたのか、またそのことが明代政治史においてどのような意味を持っていたのかを探ることは、十分研究に値する課題であ

るだろう。本論文はこうした廷杖研究の第一歩として、それがいつ、どのように登場してきたのかを、具体的な事実にもとづきつつ明らかにしようとするものである。

廷杖制度を考察する前提として、そもそも廷杖とは何であるのかを説明しておこう。実際のところこれまでの研究に、廷杖の定義と言ってよいだけの記述はほとんどなく、単に「皇帝が朝廷で官僚を打ち据えること」といった程度の説明がなされるにすぎない。よってここでは、後に詳しく紹介する廷杖の具体事例を通じ、ひとまず本論文における定義を試みておけば、最も単純には宮中における公開施杖としてよいだろうが、明代の廷杖を念頭に置くならば、それは皇帝が直接に（典型的には詔獄、すなわち通常の司法手続きに依らない、勅命を承けての特別裁判を通じて）官僚の罪を問い、朝廷（通常は午門外）において官僚の尻を打ち据えるという特殊な刑罰である、となるだろう。

この廷杖という刑罰は、受刑者を死に至らしめうる非常に残酷なものであり、また朝廷内の公共空間において官僚の尻を打ち据えるという、ことさら侮辱的なものでもあった。なおその残酷性につき少し説明しておけば、正徳末年の南巡問題と嘉靖初年における大札の議における処罰では、それぞれ百人以上の官僚が廷杖を受け、これによって死んだ者も十数人に上った⁽¹⁾。またたとえ死に至らずとも、崇禎十五年（1642）に行なわれた廷杖の執行では「麻布の袋で（受刑者を）包み、肩胛骨の下で縛りあげ、両腕を動けなくし、一人が両足を縛り、四方から引っ張り、ただ尻だけをあらわにして杖を受けさせ、顔は地面に着き、口の中は土ぼこりだらけとなる。杖が何度も折れ、公（受刑者姜燾）は気絶して人事不省となった」といい⁽²⁾、また万暦五年（1577）に受刑した鄒元標はその後遺症に苦しみ、「筋骨が引きつり、足元が定まらな」くなり、晩年になると「お辞儀をすることが困難になった」という⁽³⁾。

これほどまでに残酷で侮辱的な刑罰である廷杖が恒常的に用いられたというのは、中国前近代史を通じてもよほど特異な現象であり、明代政治に大きな影響を与えたと言われる。たとえば18世紀の人汪有典は、廷杖によって「士気がことごとく失われ、国家の命脈もついには絶たれてしまった（士気尽喪、国脈卒斬）」と評しているし⁽⁴⁾、近代に入ってから呉晗は1930年代に「詔獄、廷杖、立枷によって、士大夫は殺すことができるだけでなく、辱めうることもなって（『礼記』儒行に「儒……可殺不可辱」とあるのを踏まえる）、君臣間の隔たりはますます大きなものとなっていった」と述べている⁽⁵⁾。

ただ廷杖に関する本格的な研究は、実のところ文革以前には存在しないと言ってよく、明代政治史を論ずる際、外廷官僚に対する朝廷の酷刑としてたまさか言及される程度であった。それが1980年代以降になると、個別の具体的な問題に即した研究が次第に盛んとなるにつれて、廷杖についても専門的な研究がようやく現れるようになる。

1980、90年代の論考は、初期的な研究としては当然のことながら、廷杖を俯瞰的に概観したものがほとんどであり、その代表的なものは曹国慶の研究⁽⁶⁾である。彼の研究は明以前、および明代各朝における廷杖の実施状況や、その執行の様相などを詳しく述べていて、基本的事実

関係を知る上で高い参考価値を有している。しかし残念なことにその叙述は、ただ事実を列挙するに止まり、かつそこで挙げられる事例には、廷杖であるかどうか疑わしいものも含まれ、さらに歴代の事例では、明に直接する元代を省略してしまっている。また廷杖が明以前にもあったことは確かだとしても、明代の廷杖と前代のそれとの関わりや差異、また明代における廷杖の変遷を意識していないため、その叙述ははなはだ平板なものとなってしまっているのである。

今世紀に入ると、廷杖の展開過程についての時期区分、あるいはそれが出現するゆえん、といった問題に関する研究が現れ始めた。このうち時期区分に関する諸研究⁽⁷⁾について、ここでその当否を検討することは控えるが、それらに共通した問題があることは指摘しておかねばならない。すなわちそれらの研究は、みな廷杖案件の発生頻度を区分の基準としているにもかかわらず、案件に関する具体的な数字をまったく挙げず、また打数や執行方式の変遷などをも考慮せず、廷杖を洪武期から始まった一定不変のものとして見なしているのである。

廷杖成立のゆえんを探った研究⁽⁸⁾はというと、そこで決まって言及されるのは明初の「重典治吏」（厳しい刑罰によって官僚を統制する）という政策である。この「重典治吏」策は、建国当初の洪武期には確かにきびしく実施されていたのだが、その当時執行された廷杖というのは、実のところ極少数の例外的事例でしかない。廷杖が氾濫するようになるのは、「重典治吏」などもはや問題にされなくなった明代中期になってからのことなのである。つまり明初の「重典治吏」策と廷杖の登場を結びつける解釈は、事実と符合していないと謂わざるを得ない。

2. 洪武期の廷杖と「重典治吏」

明代の廷杖というと、ふつうには太祖洪武帝に始まるとされ、『明史』刑法志三も「廷杖という刑罰はやはり太祖から始まった」としている。これは正しいのであろうか。

洪武帝は元末社会の混乱を収めて安定した統治を実現すべく、「重典治吏」策によって官僚の不正や不法を徹底的に取り締まろうとした。明代中期の人陸容が「国初は元の弊政を教訓として、重典を用いて天下を一新しようとし、かくしてあたかも草が風に靡くように、命令、禁例が実行、実施された」と評し⁽⁹⁾、また清代の趙翼も「元末の政治が腐敗、弛緩し、人民が苦しんだことを太祖は親しく見ており、それで臣下に対する統制は常に厳格を旨としていた」と述べている⁽¹⁰⁾。

このような政治理念のもと、官僚は誤りを犯せば往々にして通常の規定より重い刑罰を受け、さらには死刑に処されることさえあった。たとえば『明史』韓宜可伝には洪武九年（1376）当時、「官僚が罪を犯すと、笞以上はすべて鳳陽への屯田（充軍）に送られ、それが何万人になった」とあり、またこの年、葉伯巨も上奏文の中で「官僚となってひとたび誤りがあれば、なんとか誅殺を免れたとしても、必ず屯田や工役（工事人夫にされる）の罰となる」と述べている

(11)。こうした多数の官僚に対する重刑は、決して一時的な現象ではない。成化中の大臣尹直によれば、葉伯巨の上奏より九年後の十八年、洪武帝はこう述べている。

……朕は（官僚の奸悪腐敗に対し）国家の制度規定に照らして刑罰を加え、許すことができなかつたが、そのことで内外の官僚は職務を全うすることが難しくなり、その能力をずっと役立てうる者は少なく、家族もろとも誅殺される者が多くなつた⁽¹²⁾。

この発言を見れば、洪武期における「重典治吏」策は、太祖の強い意志によってきびしく実施されていたことが理解されよう。ただ洪武十八年になると、その政策が数多くの誅殺を引き起こし、官僚の職務遂行をむしろ阻害しさえしている、という問題が意識されるようになっていた。だがそうではあつても、そのことで太祖が「重典治吏」策を廃止しようとしたわけでは決してない。彼がこの政策を「権宜の措置」とし、帝位の継承者に法外的刑罰の使用を禁じたのはその晩年、洪武二十八年のことであつた。その詔に云う。

朕は起兵してより今に至るまで四十余年、親しく国家の庶務を治めてきた。……官僚のうちのずる賢くあくまで悪事を働き、罪状は重大で明白にして間違いようのない者には、特に法の定める所を超えて刑罰を加えるようにさせた。……しかしこれはただ権宜の措置であるにすぎない。……今後、帝位の継承者が天下を治めるには、ただ『律』と『大誥』のみを守り、また黥刺（入れ墨）、劓劓（足きり鼻そぎ）、闔割（宮刑）の刑罰を用いてはならない⁽¹³⁾。

このほか、趙翼は『草木子』に「不正に得た財が六十両以上になる者は、晒し首の上なお皮を剥ぎ草を詰め込むことにする」とあるといい、こうした恐怖政策の中で「人々は官職に就くことを嫌がった」とも述べている。もっとも現行諸本の『草木子』にこの話は見えず、これはおそらく趙氏が他の文献と取り違えたものだろうが、そうだとした場合もこうした話が伝えられているのは、洪武期の「重典治吏」策がどれほどきびしく執行されていたかを物語っているだろう⁽¹⁴⁾。こうした恐怖が漲る雰囲気の中で廷杖が生まれたというのは、いかにもありうべきことのように見える。だが実際はどうであつたのだろうか。

実のところ洪武期の廷杖事例というのはほとんどなく、比較的是っきりしているのはわずかに一例のみにすぎない。それは刑部主事茹太素に対する処罰で、『明史』本伝にこう云う。

（洪武八年）時政について万言にもなる上奏をしたところ、……その言葉には帝意に逆らうところが多かつた。帝は怒り、太素を召して面の当たりに責め、杖でもって朝廷で打ち据えた⁽¹⁵⁾。

茹太素は勅命によって朝廷で杖刑に処されたのであるから、これを廷杖ということは可能だろう。しかし少なくとも上引の史料に拠るかぎり、それは洪武帝の怒りに任せたこの時だけの、偶発的な施杖であって、後世のように勅命をもってまず詔獄に下し、それから決まった手順によって執行するというものでは決してない。さらにこの『明史』の記事は、他の同時代史料による裏付けを取ることが今のところできておらず、その信頼性にやや不安がありもする。

この外、この時期にはその刑罰の内容や形式が不分明で、廷杖と言えるかどうか判断しにくい事例もいくつかある。たとえば洪武十年、山東按察使張孟兼が誣告され朝廷で刑を加えられた事件がこれで、彼と同時代人の方孝孺はこう述べている。

（張）孟兼を拘束して宮中に至らしめ、朝廷において詰問し、衛士に命じて髪をつかんで引き抜かせたところ、もう息も絶え絶えとなり、特に市中で死刑に処すとされた⁽¹⁶⁾。

また十五年には、大理寺卿李仕魯が洪武帝に直接諫言し、侍衛に縛り上げられて「直ちに階下で殺された」こともあった⁽¹⁷⁾。ただこの両者の場合、研究者によっては廷杖の事例とすることもあるのだが⁽¹⁸⁾、史料に即して考えれば、張孟兼の事例は廷杖とは見なしがたく、李仕魯の場合も杖斃（施杖による死刑）とは言えても廷杖とすることは難しいだろう。

さらにまた、通常の法内的杖刑ではなく勅命による施杖ではあるが、その場所や方法が不明という場合もある。すなわち洪武十三年、永嘉侯朱亮祖父子の不法行為に対し、洪武帝が怒って鞭で打ち殺した事例⁽¹⁹⁾がこれで、『明史』刑法志三はこれを廷杖の起源としているものの、執行場所や方法は不明であるし、そもそもこの例は「鞭死」であって、少なくとも後の廷杖とは同じくない。

さらに官僚に対する施杖の事例には、法内的杖刑であるのか、それとも勅命による法外的なものであるのか判断できない場合もある。たとえば朱亮祖と同じく『明史』刑法志三では廷杖の起源とされている工部尚書薛祥の受杖であるが、その伝はただ（洪武十四年に）「杖刑に下され、なんとそのことで死んでしまった⁽²⁰⁾」というのみで、それが廷杖であったかどうかは分からない。また二十七年、地方視察に派遣した使者二名を杖刑に処した事例でも、それは単に虚偽の報告を行なった彼らを杖刑で罰した⁽²¹⁾というだけで、法外的措置であったようには見えない。このほか十七年の儋州（広東省、現在の海南省）知州魏世吉、また二十九年の彭澤（江西省）知県に対する杖刑⁽²²⁾に至っては、ともに地方官をその地で処罰したというだけで、廷杖とは明らかに異なるだろう。

以上に見たとおり、洪武期における廷杖事例というのは、なんとかそれと見なしうるものが一例あるのみで、他はおおむね廷杖であるかどうか判断しがたい、官僚に対する臨時的な処罰事例なのである。つまりこの時期、廷杖がすでに恒常的に行なわれていたとか、さらには制度化されていた、といったことはまったくない。

確かに洪武期においては「重典治吏」策の下、官僚に対してしきりに重刑が用いられ、数多くの者が誅殺されたのであるが、大臣をことさら辱めることに対しては否定的、少なくとも公式的にはそうで、ある臣下が「いにしえ『刑は大夫に上さず』（『礼記』曲礼上）であったのは、廉恥を勧め、そのことで君臣間の恩義がどちらにとっても十分に尽くされるようにするためでありました」と言ったのに対し、太祖は「まったくそのとおりで賛成した」という⁽²³⁾。『明史』刑法志三が、一方では廷杖を太祖に始まるとしつつ、また一方ではこの時期に「俸贖」（官僚が俸給で罪を贖うこと）が認められたのは、太祖が大臣は「小さなことでことさら辱めるべきではない」と言ったのに始まる、ともするゆえんである⁽²⁴⁾。洪武期に廷杖がほとんど見られないという事実は、「重典治吏」策がきびしく実行されていた当時に在っても、士は「殺すべきも辱むべからず」という理念が生きていたことを示していよう。

3. 「金元の夷俗」

明代の廷杖につき『明史』刑法志は、「刑法（刑罰制度）の中には明代に初めて創り出され、いにしえの制度を参照していないものがある。廷杖、東西廠、錦衣衛、鎮撫司獄こそがそれである」という⁽²⁵⁾。つまり『明史』によれば、廷杖は明代に始まったこの時代独特のものである。これに対し、廷杖は明代以前すでに存在していたという意見もある。明末の人朱国禎は、廷杖は隋唐に始まったものだと言う⁽²⁶⁾。またやはり明末の人沈徳符は、明代の廷杖は「金元の夷俗」を継承したものであると述べている⁽²⁷⁾。さらに近代の呉晗も、廷杖という「制度を創造したのは明太祖ではなく、モンゴル人は早くからこの手段を文武大臣に対して用いていた」と言う⁽²⁸⁾。つまり彼らによると、廷杖は明代独特のものではない。

この廷杖の由来問題については、すでに述べたとおり曹国慶の論考がある程度詳しく考察しているのだが、それには明に直接つながる元代を省略してしまっているという問題点がある。よってここでは、明以前における官僚に対する施杖状況を概観したうえで、さらに金元両代の状況を考察し、明代の廷杖と前代のそれとの関わりを探ってみたい。

官僚に対する杖刑の事例を遡ると、もっとも早くは後漢の明帝が「宮殿の前で尚書郎を鞭殺した」という記事⁽²⁹⁾があり、これ以後にも官僚に対する施杖の記事はままあって、中には廷杖とあってよい事例もある。たとえば三国呉の孫権が驃騎將軍朱拠、尚書僕射屈晃の諫言に大いに怒り、二人を殿中で杖一百に処したとか⁽³⁰⁾、隋の文帝が「常に殿廷で人を打ち据え、一日に何度も執行することがあるに至った」とか⁽³¹⁾、あるいは唐の玄宗が朝廷で官僚を打ち据えた、といった記事⁽³²⁾がこれである。

これらの杖刑事例は、隋文帝朝のように頻発した時期もなくはないが、総体的に言えば皇帝の個人的怒りによって発生した偶発的、孤立的な個別事例がほとんどであり、残酷かつ侮辱的な刑罰を官僚統制のため意識的に利用した、といったものではない。

降って宋代になると、官僚に対する施杖はただ太祖期に汚職のゆえをもって「杖刑のうえ官僚身分を剥奪」したことが二例、太宗期に賄賂を取って法を枉げた罪により「杖殺」という一例があるだけで⁽³³⁾、これらは通常の法内的処罰であると考えられよう。沈徳符が言ったとおり「趙宋の時に（廷杖）はなかった」のである⁽³⁴⁾。新しく社会の主人公となった士大夫（読書人）に対し、当時の国家は一定の敬意を払い、士を「殺すことはできるが、辱めてはならない」という理念を実践していた。ところが金朝の状況は、これと大きく異なっていた。宋人文惟簡はこう云う。

虜中（金国）では上は宰相公卿より下は判司簿尉（地方の下級官僚）に至るまで、罪を犯す者はみな杖罰を免れない。もし朝堂に列なる臣下で君主の意に逆らう者がおれば、服を脱がせて地に伏せさせ、侍衛の者に命じて杖でこれを打たせ、その数が満ちてやっとなしめ、これを「御断」という。州県の官に罪があれば、朝廷から使者をその家に遣わし、罪の程度によって杖刑に処し、名づけて「監断」といい、これによって亡くなった者もある。上下内外の官僚は杖刑を被ったことがあっても、そのことを侮辱とは思っておらず、いわんやどうしていにしえでは「刑は大夫に加えず（上さず）」だったことを分かっていようか⁽³⁵⁾。

『金史』に見える官僚への施杖事例は、金朝一百十九年間に三十七例ある。その件数を皇帝⁽³⁶⁾の治世ごとにまとめてみると、下記の表一のようなになる。

表一 金の官僚に対する施杖状況

時期	回数
太祖（1115－1123）	0
太宗（1123－1135）	0
熙宗（1135－1149）	2
海陵王（1149－1161）	15
世宗（1161－1189）	7
章宗（1189－1208）	9
衛紹王（1208－1213）	0
宣宗（1213－1223）	4
哀宗（1223－1234）	0
合計	37

この表によって金朝における杖刑の実施状況を考えてみるに、熙宗と海陵王は「虐政」を行なったと評され⁽³⁷⁾、彼らの治世に施杖事件が起こっているのは怪しむに足りないのかもしれない。また宣宗期には内政にも軍政にも混乱が生じており、宣宗自身も猜疑心が強かったとい

われ⁽³⁸⁾、よって「刑罰を好み、朝士は往々にして笞で打たれ」た⁽³⁹⁾というのも理解できよう。しかし世宗は「仁をもって暴虐に代え」たと評価され⁽⁴⁰⁾、また章宗は「明昌の治」⁽⁴¹⁾を行なったと称されており、この時期の政治は相対的に安定していたとされるのだが、いずれの治下においても官僚に対する杖刑はしばしば実施されていた。つまり金朝における官僚への施杖は、政治の混乱や皇帝の性格から生じた一時的現象ではなく、熙宗以来いわば一種の政治的慣習となっていたのである。よって上に引いた文惟簡の証言は、状況をおおむね正しく捉えたものと言えるだろう。

その後元代になっても、官僚が杖刑を被る事例は金代と同様に数多くあった。『元史』に見える元朝九十七年間の官僚被杖事案は四十例あり、その対象は従一品の平章政事にまで至っている。なおそれら四十例を皇帝の治世ごとにまとめると、下記の表二のごとくとなる。

表二 元の官僚に対する施杖状況

時期	件数
世祖 (1271-1294)	1 1
成宗 (1294-1307)	4
武宗 (1307-1311)	0
仁宗 (1311-1320)	3
英宗 (1320-1323)	1 2
泰定帝 (1323-1328)	1
天順帝 (1328)	0
文宗 (1328-1329)	1
明宗 (1329)	0
文宗 (1329-1332)	3
寧宗 (1332)	0
順帝 (1332-1368)	5
合計	4 0

この表を見れば分かるとおり、武宗ら四帝の治世には杖刑事例がないのであるが、そのうち武宗期は具体例こそ見当たらないものの、至大三年(1310)に官僚に対する施杖規定を設けていることからして⁽⁴²⁾、実際のところ官僚に対する杖刑は行なわれていたに違いない。また他の三つの時期はと言うと、天順帝はわずか四十二日、明宗は一百八十四日、寧宗は五十三日しか在位しておらず、それらの短い期間に施杖の記事がなかったとしても特に不思議ではあるまい。つまり官僚に対する杖刑は、ほとんど元一代を通じてずっと行なわれ続けていたのである。

金元両代の施杖事例には、通常の法に依るもの、即ち法内的施杖とそうでないものがあった。まず前者について言えば、たとえば金の貞祐三年(1215)、宣宗は「今後監察官が罪を犯し、その内容が軍事および国家治理の重大事に関わる場合、すべて笞刑に処す」と定めた⁽⁴³⁾。元では

至元十九年（1282）に「内外の官僚が贓（不正な財貨）を得た場合、軽い者は杖刑に処し、重い者は死刑に処す。言官が何も言わなければ、受贓者と同様にその罪を定める」という勅が降されている⁽⁴⁴⁾。なお至治二年（1322）に雲南平章答失鉄木児と朶児隻、至正十九年（1359）に中書左丞成遵と参知政事趙中が贓罪のゆえに杖刑に処せられており⁽⁴⁵⁾、この規定は確かに実施されていた。また上文で言及した至大三年の規定にも、「着任してから一、二ヶ月のうちに病をもって辞職しようとする者には、杖刑に処して官を免じ、以後任用しないこととする」とあり⁽⁴⁶⁾、やはり官僚に対する処罰として杖刑が規定されている。

その一方、法内的施杖とは限らない事例もある。たとえば金の貞元三年（1155）、左丞相張浩と平章政事張暉の受刑は、海陵王により彼らが「大臣としての体面を失った」とされ、朝廷で杖二十の刑を受けたもので⁽⁴⁷⁾、これは明らかに皇帝の恣意による法外的刑罰である。また正隆四年（1159）には御史中丞李籌の言動に海陵王が怒り、使者を派遣し杖三十に処したこと⁽⁴⁸⁾があったが、これもやはり勅命による法外的施杖である。さらに元の至治元年（1321）には、監察御史の成圭と李謙亨が諫言のため杖刑に処されたが⁽⁴⁹⁾、これも上述の二例と同性質のものであろう。

要するに、官僚に対する施杖は宋代に至るとほとんど消滅したのだが、金元両代ではこれに異なって多発し、官界における一種の慣習として恒常化した。宋代においては尊重されていた「刑は大夫に上さず」とか、士は「殺すべきも辱むべからず」といった儒教的理念が、非漢族王朝の金元両代に在っては各民族の慣習の下で、その影響力を弱めたのだと考えられよう。

明初における酷刑の多用や誅殺の多発は、一面では金元の影響を受けたものと見ることができ、よって官僚に対する施杖を「金元の夷俗」とする⁽⁵⁰⁾こともあながち誤りとは言えないだろう。しかし前述したように、洪武帝は伝統的な儒教的価値観に対し、少なくとも公式には尊重の意を示しており、事実洪武期における施杖の事例はわずかで、廷杖といえるものに至ってはほとんどない。この事実は宋代的価値観に回帰する方向性を示すもの、とさえ言えるだろう。洪武帝はことさら官僚を辱める杖刑については抑制的で、決して濫用することはなかった。よって明代後半期に頻発する廷杖は、洪武期に淵源するものというより、明代中期の政治状況に応じて新たに生まれたもの、と考える方が合理的である。

4. 明代独特の廷杖

洪武以後、永楽から天順までの間にも官僚に対する施杖はままた見られるが、その具体的状況は下記の表三のごとくである。

表三 永楽至天順間の官僚に対する施杖事例（主として『実録』による）

時期	官職	氏名	処罰	備考
----	----	----	----	----

洪熙元年	翰林侍読	李時勉	撲十七瓜	廷杖
洪熙元年七月乙未	刑部主事	魯宗儒	杖一百	法内の杖刑
宣德二年正月丙午	布政司首領官及府佐以下、州県官、佐貳官	不詳	杖一百	
宣德四年八月庚寅	監察御史	宋準	杖	法内の杖刑
宣德五年十月壬申	山西參議	王儁	杖	法内の杖刑
宣德六年四月戊申	監察御史	何敬	杖一百	法内の杖刑
宣德九年十一月壬寅	監察御史	顔文林	杖	法内の杖刑
正統元年十二月己卯	科道官	不詳	各杖二十	
正統二年七月癸巳	監察御史	王学敏	杖一百	法内の杖刑
正統二年十月癸酉	知県	李觀	杖一百	法内の杖刑
	主簿	王斌		
正統六年四月癸酉	太常寺贊礼郎	張海舟	杖	法内の杖刑
正統九年五月丁卯	提督官（官職不詳）	不詳	往杖	任地での杖刑
正統九年六月己卯朔	給事中	余忭	杖	
	行人	劉遜		
正統十年四月己酉	王府教授	賈賓	杖六十	法内の杖刑
正統十年十二月癸丑	四川、江西布政司首領官	不詳	杖	
正統十三年五月戊子	監察御史	閻寛	杖	法内の杖刑
景泰二年	中書舎人	何觀	杖若干	葉盛『水東日記』二、看議何觀
景泰六年四月辛巳	欽天監監正	許惇	杖	
	欽天監監副	高冕		
		谷浜		
景泰六年八月庚申	大理寺左少卿	廖莊	杖八十於陸前	廷杖
	礼部郎中	章綸	就獄併杖之	錦衣衛獄での杖刑
	監察御史	鐘同		
景泰七年六月辛酉	監察御史	張諫	杖諫二十	
天順四年九年乙亥	大漢將軍ら	不詳	於午門外決杖有差	廷杖

この表を見れば分かるとおり、永楽期に官僚に対する施杖はなく、その後も大半の事例は通常の法内の施杖である。勅命による法外的なものも若干ありはするものの、そのうち廷杖と見ることができるのは三例しかない。そしてその三例であるが、まずは洪熙元年（1425）に侍読李時勉が宮中で打たれた事件で、彼の伝にこう云う。

元号が洪熙に改まると、また二疏を上した。……奏疏が届けられると召問されたが、公は反論して屈服しなかった。（洪熙帝は）金瓜士（侍衛）に命じて打たせることおよそ十七回、肋骨三本が折れた⁽⁵¹⁾。

また景泰六年（1455）八月には、皇太子冊立の問題をめぐって南京大理寺少卿廖荘が「陛前」で杖八十を受けているが、これにつき『実録』はこう記している。

これより先、廖荘は皇太子の復位を求めたが、その言葉づかいは激しく皇帝の意に逆らうものであった。それがこの時（六年八月）になって、母の喪に当たったことから（帰郷服喪の挨拶を行なうため）京師に出向いて陛見（帝に謁見）したところ、帝ははなはだ怒り、陛前で杖八十回に処すよう命じたが、廖荘は死なず、そこで彼を地方へ左遷した⁽⁵²⁾。

この二人に対する廷杖は、召問や陛見の際に皇帝の怒りを買って、その結果杖で打たれることとなったもので、洪武期におけるそれと同様に臨時的、偶発的な施杖であるにすぎないだろう。このほか天順四年（1460）九月には、錦衣衛が鎧兜の管理を怠った大漢將軍らに対し、午門の外で杖刑を行なったことがあった。この事件につき『実録』はこう述べている。

これより先、守衛大漢將軍（錦衣衛の下級武官）らが身に着けている鎧兜に傷みが多く生じていたが、皇上はこれを見て怒り、傷んだ甲冑を身に着けている者を報告せよと命じた。……（皇上は）錦衣衛に大漢將軍らを捕えさせ、午門の外で（罪の程度により）それぞれ数の異なる杖刑に処した⁽⁵³⁾。

この杖刑は後世の「午門廷杖」そのもののようであるし、錦衣衛によって逮捕、および刑の執行がなされるという点からして、詔獄に下したのものとも考えられよう。しかしながらこの「廷杖」の対象は階級の低い武官であって、文官に対する廷杖と同一視することはできない。前近代中国における文官と武官に対する評価、待遇には、天地もただならぬ格差があり、武官に対する処罰例をもって文官のそれを論ずることはできないからである。つまりこの時期の官僚に対する施杖は洪武以来の延長であって、制度化された恒常的廷杖はなお登場していない。

一方でこの時期になると、官僚に対し皇帝がことさら侮辱的な刑罰を用いることがあるようになった。宣徳三年、監察御史嚴暘らに対して宣徳帝は、「首枷をしたまま見せしめにする」（枷項以徇）よう命じたが、これがその最初の事例である。この決定につき宣徳帝は「君子には礼をもって対応し、小人は刑をもって治めるのである。彼らはやりたい放題で恥知らずである以上、どうしてまた礼をもって対応できようか」と言った⁽⁵⁴⁾。つまり君子か小人かは皇帝がその主観で決定するのであって、士であっても帝意に逆らえば辱めてよい、というわけである。これは明らかに「士は辱むべからず」の理念から外れていよう。またこの時の審問では、三法司のほか特に錦衣衛も参加させており、これはすでに詔獄に近づいたものと見ることができる。

降って英宗朝、即ち正統期と天順期になると、この「枷項以徇」は「枷示」と名づけられ、官僚を処罰する手段としてしばしば用いられるようになり、その対象は戸部尚書劉中敷、侍郎

吳璽、陳瑋といった高官にまで及んだ⁽⁵⁵⁾。つまり官僚の身分に一定の敬意を払うという理念は、宣徳期以降しだいに皇帝から軽視されるようになり、特別の刑罰をもって官僚をことさら辱めるといった現象が生じた。ただしこの段階では、まだ廷杖は制度化されておらず、『明史』刑法志に「正統期に至ると、(宦官)王振が権力をほしいままにするようになり、……殿陛で杖刑を執行することが当然のこととして故事になった⁽⁵⁶⁾」と言っているのは、なお正確ではない。

ところが成化期に至ると、これまでの状況とは様子が異なるようになった。まず廷杖と認めうる官僚に対する杖刑事例が激増し、二十三年間でつごう二十九回を数えることとなる⁽⁵⁷⁾。そのうちの一回は武官に対するものだが、のこりの二十八回はすべて文官に対するものであり、文官の受刑者はすべて百余人に上った。またこの時期になると、「廷杖」という言葉がはじめて『実録』に登場するようになる。成化十五年(1479)五月、西廠提督汪直が兵部侍郎馬文昇と都御史牟俸を陥れた事件に関する記述がその最初で、『実録』にはこうある。

内官が聖旨を奉じて六科(給事中)十三道(監察御史)にお言葉を伝えて曰く「牟俸は風紀監察の職にありながらほしいままに賄賂を貪り、馬文昇は地方を安定させることに無策で、辺境において問題を引き起こした。科道官はどうして互いに庇いあってごまかし、黙ったまま何も言わなかったのか、自ら申し開きをせよ」と。そこで給事中李俊ら二十七人と御史王濬ら二十九人は連名で上書し処分を求めた。詔によって廷杖に処すこととし、每名二十回打った⁽⁵⁸⁾。

ここで「廷杖」という言葉が出現しているのは、当時廷杖が官僚処罰の方法としてすでに一定の形式を備えており、官界で通用するひとつの概念となっていたからであろう。またこの事例では皇帝がまず諭旨をもって外廷官僚の罪を問い、それに対して官僚が処分を請求し、その結果、皇帝が詔勅でもって直接に判決を言い渡している。つまりそこに吏部や三法司はまったく関与しておらず、その意味でこれは一種の詔獄であった。

さらにこの時期になると、勅命が降された後、廷杖がどのように執行されたのかについても、ある程度は知ることができるようになる。成化十八年三月、南京御史李珊らは飢饉救済策を提案したところ、「不謹(軽率)」の科で南京午門の前で廷杖に処されたのだが、その処罰命令につき『実録』はこう記している。

(皇上は)南京錦衣衛に命じて(李珊らを)南京午門の前に引き出し、各人杖二十とし、かつ南京鎮守太監安寧にこれを監視させた⁽⁵⁹⁾。

これは知り得たかぎり南京における廷杖に関する最初の記録であるが、この時の命令によれば、廷杖の執行には通常の司法機関は参与せず、錦衣衛と宦官がこれを司った。すなわち錦衣

衛は官僚を逮捕し、さらに杖刑を執行し、宦官はこれを監視するのである。これは南京の事例であるが、北京でもことは基本的に同じであった。成化二十一年正月、監察御史唐韶らの廷杖につき、『実録』はこう述べている。

監察御史唐韶、汪奎は（朝会の際の）礼儀監督を担当していたが、南京御史張廷瑞、錦衣衛千戸李通の復命に過失があったにもかかわらず、その場で面と向かって弾劾せず、退廷してからやっと上奏した。上旨があって、彼らの怠慢を責め、錦衣衛に命じて宮中に連れてこさせ、それぞれ杖二十とし、また廷瑞と通は杖十とし、（刑後に）みな釈放させた⁽⁶⁰⁾。

この記事では廷杖に当たって、宦官にその執行を監視させたかどうかは分からないが、錦衣衛についての叙述は十八年三月の南京における事例と基本的に同じである。つまり成化後半期になれば、廷杖の執行にはすでに定まった手続きが形成されていたに違いない。

このほか、これもある種の手続きと言ってよかろうが、官僚がどのように受杖するのかについても、当時にはすでに慣例が成立しており、さらに打たれる回数に関しても、おおよその基準が存在していた。まずどのように受杖するかであるが、成化十四年の進士林俊が嘉靖四年に回憶したところによれば、当時の被杖官僚は「厚い綿入れや重ねたフェルトとか、畳んだ袋など（を体に巻くこと）が許されていた」⁽⁶¹⁾。また杖数であるが、成化中に行なわれた廷杖で回数が明確な十五例を見るに、上述した張廷瑞と李通が杖十であった以外は、すべて杖二十となっている。つまり廷杖の打数は基本的に二十であり、場合によってはそれより少ないこともあった、ということである。この事実と林俊の発言を合わせて考えれば、この時期の廷杖は官僚の命を奪うほどの酷刑ではなかったと言えるだろう。

以上に見たとおり、成化期に至って廷杖は皇帝によって多用されるようになり、もはやそれまでのように稀にしか見られない、偶発的なものではなくなった。またそれは皇帝が通常の法に依らず、勅命によって直接に官僚を罪に問い、錦衣衛や宦官によって執行される特殊な刑罰システムとなった。要するに成化期になって廷杖は恒常化し、また詔獄という通常の司法システムを超えた特別裁判を通じて制度化された。このような廷杖は明初一百年の間にも、さらにはそれ以前の時代にも見られないものであった。つまり成化期に至り、明代独特の刑罰である制度化された廷杖が初めて登場したのである。

5. おわりに

明初百年にも官僚に対する杖刑はまま実施されていたし、その中には宮中における公開施杖、即ち廷杖と言ってよい事例もなくはない。しかしそれは皇帝の怒りに任せた臨時的、偶発的なものにすぎず、そうした杖刑であれば後漢以来の各朝にも見られ、特に金元では多発していた。

よって明初の廷杖は、官僚を恣意的に処罰できるという「金元の夷俗」の影響を受けたものと言ってもよいのだが、実のところ洪武期においては、少なくとも公式的には「士は辱むべからず」という理念が尊重され、そのため「重典治吏」策の下で重刑による恐怖が漲ったこの時期に在っても、公開杖刑のような侮辱的な刑罰の利用は抑制されていた。それが宣徳、正統期になると、「枷示」によって官僚をことさら辱めることが行なわれるようになり、さらに成化期に至り、廷杖はついに官僚に対する侮辱的な刑罰として制度化される。つまりそれは成化ごろの政治状況を背景に生じた、その時代独特のものであった。ただし廷杖を生んだ政治状況とはいかなるものであったのか、またそうした状況の意味するところは何か、という問題を本論文では考察できておらず、これらについては今後の課題としたい。

注

- (1) 南巡問題における受刑人数と杖殺された人数については、『武宗実録』正徳十四年三月戊午条と同四月戊寅条による。大礼の議については『世宗実録』嘉靖三年七月戊寅条、辛卯条および同十二月辛卯朔条による。
- (2) 魏禧『魏叔子文集外篇』十七、明遺臣姜公伝「一人持麻布兜，自肩脊下束之，左右不得動，一人縛其兩足，四面牽曳，唯露股受杖，頭面触地，地塵滿口中。杖数折，公昏絶不知人。」
- (3) 『熹宗七年都察院実録』天啓四年二月十一日「元標之行礼艱難，蓋有故矣。方其积褐時，即抗疏頭斥権相，廷杖遣戍，幾不有生，以至筋骨拘攣，步履蹒跚。蓋力不従心，而非敢甘于艱難也。」
- (4) 『史外』五、万忠貞伝
- (5) 「明代的錦衣衛和東西廠」(1934。『吳晗史学論著選集』第1巻、人民出版社、1984所収。)
- (6) 「明代的廷杖」(『史学集刊』第3期、1990)。この外80年代の研究には楊希義「“廷杖”首創于朱元璋」(『西南師範大学学報(人文社会科学版)』第3期、1981)、陳文秀「“廷杖”考」(『晋陽学刊』第5期、1983)、朱子彦「明代的廷杖制」(『歴史教学問題』第3期、1987)といったものがある。
- (7) この時期区分の研究としては趙振豊「論明朝の一種特殊刑罰—廷杖」(『滄桑』第2期、2009)、李林「浅議明代的権宦与廷杖」(『法制博覽』第11期、2012)、李晗「浅議明代的廷杖制度及其变遷」(『滄桑』第4期、2013)がある。
- (8) 李晗「明代廷杖制度的危害探析」(『文芸生活』第7期、2013)、徐春燕「從廷杖看明代的君臣衝突」(『中原文化研究』第4期、2013)、韓継偉「浅析明朝廷杖」(『哈爾濱学院学報』第35巻第3期、2014)など。
- (9) 『菽園雜記』十「国初懲元之弊，用重典以新天下，故令行禁止，若風草然。」
- (10) 『廿二史劄記』三十六、明祖用法最嚴「明祖親見元末貪黷懈弛，生民受害，故其馭下，常以嚴厲為主。」
- (11) 『明史』一百三十九、韓宜可伝。同一百三十九、葉伯巨伝。
- (12) 『審齋瑣綴録』八、「洪武十八年九月二十四日，皇帝制曰：朕自即位以来，法古命官，列布華夷，豈期擢用之時，並効忠貞，任用既久，俱係奸貪。朕乃明以憲章而刑責，有不可恕，以至内外官僚守職惟艱，善能終是(世?)者寡，身家誅戮者多。」
- (13) 『太祖実録』洪武二十八年六月己丑「上御奉天門，勅論文武群臣曰：朕自起兵至今四十余年，親理天下庶務……其中奸頑刁詐之徒，情犯深重，灼然無疑者，特令法外加刑，……然此特権時処置。……以後嗣君統理天下，止守律与大誥，並不許用黥刺劓割之刑。」
- (14) 『廿二史劄記』三十三、重懲貪吏「又案『草木子』記：明祖嚴于吏治……賊至六十兩以上者，梟首示衆，仍剥皮実草。」同三十二、明初文人多不仕「明祖懲元季縦弛，一切用重典，故人多不樂仕進。」なお『草木子』は葉子奇の撰で洪武期の著作であるが、下文に述べるように現行諸本にこの話は見えない。ただし「剥皮実草」の話は万暦十三年(1585)海瑞の

上奏にも「剥膚囊草」として見えている（海瑞『海忠介公集』所収の何喬遠撰伝）。つまり少なくとも16世紀にはこうした話が広く信じられていたのである。

- (15) 『明史』一百三十九「(洪武八年) 陳時務累方言……言多忤触。帝怒，召太素面詰，杖于朝。」
- (16) 『遜志齋集』二十一、張孟兼伝「械孟兼至闕下，廷詰之，命衛士摔髮摘擊，垂死，特論棄市。」
- (17) 『明史』一百三十九、李仕魯伝「帝自踐祚後，頗好釈氏教。……(李仕魯) 以辟佞自任，及言不見用，遂請于帝前，曰……。帝大怒，命武士摔搏之，立死階下。」なおこの記事についての同時代史料による裏付けは、茹太素の場合と同じく今のところできていない。
- (18) たとえば丁易『明代特務政治』(1948 (成書)、1950 (出版)。群衆出版社版、1983)、第五章「殺人如草不聞声」、王恩厚「明代的廷杖与皇権」(『文史知識』第4期、1994)。
- (19) 朱亮祖父子の死因につき、『明史』一百三十二、朱亮祖伝は「十二年出鎮広東……所為多不法……明年九月召亮祖至，与其子府軍指揮使暹俱鞭死」という一方、『太祖実録』洪武十三年九月庚寅条には「病卒」とある。この両者の相違につき、洪武帝が朱亮祖のために作った「永嘉侯朱亮祖壙志」には「朕怒而鞭之，不期父子俱亡」(『明太祖集』、黄山書社、1991) とある。つまり『実録』は開国功臣父子が残酷に殺されたということを諱み、彼らの死を「病卒」としたのである。
- (20) 焦竑輯『国朝献徴録』五十、黄金撰伝「明年辛酉(洪武十四年)十月，不幸旁累下杖，竟卒。」
- (21) 『太祖実録』洪武二十七年三月丙午「山東寧陽県民沈進詣闕訴水災。先是寧陽県汶河決……詔遣使省録被災戸数。使者還言災不甚，民妄訴。復遣使核之，亦詭符前使言，遂逮繫其吏民。至是進詣闕訴……上命戸部覆核之，得実。杖使者，釈吏民，蠲其田租賦。」
- (22) 『太祖実録』洪武十七年十二月癸丑「知州魏世吉受賄，縦(鄭)銀竄去，上謂兵部臣曰：知州不能捕賊，及官軍捕至而反縦之，為政之道，果如是乎。命遣力士即其州杖之，責擒捕所縦之人。」同洪武二十九年二月乙卯「監察御史辛彦德出按事，道經彭沢，聞民間歲歉，官吏不以時存恤，至有鬻其兒女者。還奏之……命杖之，令發粟賑其民。」
- (23) 『太祖実録』洪武二年二月壬辰「上与侍臣論待大臣之礼……時侍読学士詹同侍坐，因取『大戴礼』及「賈誼疏」以進，且曰「古者，刑不上大夫，所以励廉恥而君臣之恩義兩尽也。」上深然之。」
- (24) 『明史』刑法志三「洪武六年、工部尚書王肅坐法当笞，太祖曰「六卿貴重，不宜以細故辱。」命以俸贖罪。後群臣罣誤，許以俸贖，始此。」
- (25) 『明史』刑法志三「刑法有創之自明，不衷古制者，廷杖，東西廠，錦衣衛，鎮撫司獄是已。」
- (26) 『湧幢小品』十二、廷杖「廷杖始于唐玄宗時，御史蔣挺決杖朝堂，張廷圭執奏，謂御史可殺不可辱，人服其知体。然本之，又起于隋，文帝本紀称殿庭撻人，此其徴也。」
- (27) 『万曆野獲編』十八、廷杖「今上寛仁，古今所無，然廷杖一事則屢見之。……因思此風為金元夷俗，而本朝沿之，趙宋時無有也。」
- (28) 吳晗「廷杖」(1936。『明史簡述』、北京出版社、2018所収)「廷杖這名詞最流行的時期是明代，可是，創造制度的，卻不是明太祖，蒙古人早已用這手段对付他的文武大臣了。」
- (29) 習鑿齒『漢晋春秋』二「明帝勤于吏事，苛察踰甚，或于殿前鞭殺尚書郎。」(『続漢志注補』二十引。湯球『漢晋春秋輯本』所収)。
- (30) 『三国志』呉志十四、孫和伝「(孫) 権欲廢和立亮，無難督陳正，五營督陳象上書，称引晋献公殺申生，立奚齊，晋国擾乱。又(朱) 拋、(屈) 晃固諫不止。権大怒，族誅正、象，拋、晃牽入殿，杖一百。」
- (31) 『隋書』刑法志「高祖性猜忌……每于殿廷打人，一日之中，或至数四。」
- (32) 『旧唐書』玄宗本紀上に幽州長史趙含章が、一百三、張嘉貞列伝に秘書監姜皎が、一百五、張廷珪列伝に監察御史蔣挺が、一百九、王鉞列伝に戸部郎中王焯が受杖したという記事がある。
- (33) 『宋史』太祖本紀一に「(乾徳二年五月) 辛巳，宗正卿趙礪坐贓，杖除籍」、同太祖本紀三に「(開宝七年正月) 癸亥，左拾遺秦亶、太子中允呂鵠並坐贓，宥死，杖除名」、同太宗本紀一に「(太平興国三年七月) 壬子，中書令史李知古坐受賂擅改刑部所定法」という。
- (34) 沈德符による。注28参照。
- (35) 文惟簡『虜廷事实』杖責「虜中上自宰執公卿，下至判司簿尉，有罪犯者，亦不能免杖責。如在朝之臣，有忤其主意者，則去衣臥地，令侍衛之人以杖箠之，数足則止，名曰御断。州県官有罪，則差天使至本家，量輕重而杖之，名曰監断，有因而致死者。上下内外官雖曾被杖，相視不以為辱，又安知古者刑不加大夫也。」(陶宗儀『説郛』所収。なおここで用いたのは民国十六年商務印書館校印本)。
- (36) 海陵王と衛紹王は帝位に就いていたものの廟号がなく、諡号で呼ばれている。
- (37) 『金史』哀宗本紀讚「熙宗、海陵濟以虐政，中原缺望，金事幾去。」

- (38) 『金史』哀宗本紀讚「宣宗南度，棄厥本根，外狃余威，連兵宋、夏，內致困憊，自速土崩。」
同宣宗本紀讚「性本猜忌，崇信黷御，獎用吏胥，苛刻成風。」
- (39) 『金史』一百二十二、蒲察合住伝「宣宗喜刑罰，朝士往往被笞楚，至用刀杖決殺言者。」
- (40) 『金史』哀宗本紀讚「世宗以仁易暴，休息斯民。」
- (41) 『金史』七十三、完顏希尹伝「章宗即位，乃更定修正，為一代法。……故明昌之治，号称清明。」
- (42) 『元史』武宗本紀二「(至大三年十月辛酉) 三宝奴言省部官不肯勤恪属事，勅：……其到任或一再月辞以病者，杖罷不叙。」
- (43) 『金史』刑志「貞祐三年，上謂宰臣：自今監察官犯罪，其事関軍国利害者，並笞決之。」なお同志によれば、笞刑も罪犯を打ち据える刑罰であって、その点では杖刑と同じであるが、用いる刑具が異なり、杖刑よりも軽いものであった。
- (44) 『元史』世祖本紀九「(至元十九年九月壬戌) 勅：……内外官吏贓罪，輕者杖決，重者処死。言官緘黙，与受贓者一体論罪。」
- (45) 『元史』英宗本紀二「(至治二年五月乙酉) 雲南行省平章答失鉄木兒、朶兒隻坐贓杖免。」
同順帝本紀八「(至正十九年十二月戊辰) 皇太子憾太平忤己，以中書左丞成遵、參知政事趙中皆太平所用，使監察御史誣成遵、趙中以贓罪，杖殺之。」
- (46) 注 42 参照。
- (47) 『金史』八十三、張通古伝「(貞元三年) 磁州僧法宝欲去，張浩、張暉欲留之不可得，朝官又有欲留之者。海陵聞其事，詔三品以上官上殿，責之曰：……卿等位為宰輔，乃復効此，失大臣体。……遂于朝堂杖之二百，張浩、張暉二十。」
- (48) 『金史』九十、高德基伝「明年(正隆四年)，德基与御史中丞李籌、刑部侍郎蕭中一俱為營造提点。海陵使中使謂德基等曰：汝等欲乘伝往邪？欲乘己馬往邪？銀牌可于南京尚書省取之。籌乞先降銀牌，復遣中使謂籌曰：牌之与否，当出朕意，爾敢輒言，豈以三人中官独高邪？遂杖之三十，遣乘己馬往，德基、中一乘伝往。」
- (49) 『元史』英宗本紀一「(至治元年二月丁巳) 監察御史觀音保、鎖咬兒哈的迷失、成圭、李謙亨諫造寿安山仏寺，殺觀音保、鎖咬兒哈的迷失，杖圭、謙亨，竄于奴兒干地。」
- (50) 注 27 参照。
- (51) 『国朝獻徵録』七十三、祭酒李忠文時勉公伝(闕名撰)「洪熙改元，復上二疏。……疏入，召問，公对不屈。命金瓜士撲之凡七瓜，而肋断者三。」なお李氏の受刑は『英宗実録』景泰元年四月甲申条の小伝にも見えている。
- (52) 『英宗実録』景泰六年八月庚申「先是，莊請復皇儲，其言激切忤旨。及是以丁母憂至京陛見，帝甚怒，命杖八十于陛前，不死，遂謫降之。」
- (53) 『英宗実録』天順四年九月乙亥「先是，守衛大漢將軍所披明甲多繡敝，上見之怒，令其以繡敝者聞。……命錦衣衛執大漢將軍等，于午門外決杖有差。」
- (54) 『宣宗実録』宣德三年五月戊辰「監察御史嚴暲、方鼎、吳傑、行在兵部郎中楊威、刑部郎中胡珏、主事鄭述、朱勤、戸部主事汪潤等有罪，上命枷項以徇。暲等耽溺酒色，曠廢職務，又不朝参。事覺，上命三法司錦衣衛同鞠之，皆引伏。法司奏，罪当杖、降秩三等。上曰：礼以待君子，刑以治小人。彼既放蕩無廉恥，豈可復以礼待。遂有是命。」
- (55) 『英宗実録』正統六年十月丁丑「枷行在戸部尚書劉中敷、侍郎吳璽、陳瑞。中敷等慮京城草束不足，請以御用牛馬分牧民間。上以其奏示言官。言官交章劾中敷等變乱成規，遂下獄。廷議応斬，命枷示長安門外。」
- (56) 『明史』刑法志三「至正統中，王振擅權……而殿陛行杖習為故事矣。」
- (57) この二十九例のうち二十五例は『実録』に見えるもので、これ以外の二例は『明史』、もう二例は『国朝獻徵録』による。
- (58) 『憲宗実録』成化十五年五月癸酉「内官奉旨宣諭六科十三道曰：牟俸職居風紀，大肆貪婪，馬文昇撫安無方，用致辺患。科道官胡為互相容隠，緘黙不言，可自陳状。于是給事中李俊等二十七人，御史王濬等二十九人合詞請罪。詔廷杖之，人二十。」
- (59) 『憲宗実録』成化十八年三月庚午「勅巡撫蘇松等処都御史王恕、淮揚等処都御史張瓚賑濟飢民。時南京六科給事劉璣等言：……南京十三道監察御史李珊等亦言：……上閱珊等奏有訛字，命戸科看詳。……于是上以珊等皆明経出身，如何写別字，且辞多牽強，不謹之甚，命南京錦衣衛執詣南京午門前，各杖二十，且令南京鎮守太監安寧監視之。」
- (60) 『憲宗実録』成化二十一年正月上辛亥「監察御史唐韶、汪奎当糾儀，以南京御史張廷瑞、錦衣衛千戸李通復命差錯，失于面劾，退朝乃奏。有旨，責其怠緩，命錦衣衛執之于廷，各杖二十，並廷瑞、通杖一十，俱釈之。」
- (61) 『世宗実録』嘉靖四年九月辛巳「致仕刑部尚書林俊疏言，……成化時，臣及見廷杖三五臣，容厚綿底衣，重氈疊屨，然且臥床数月而後得痊。」